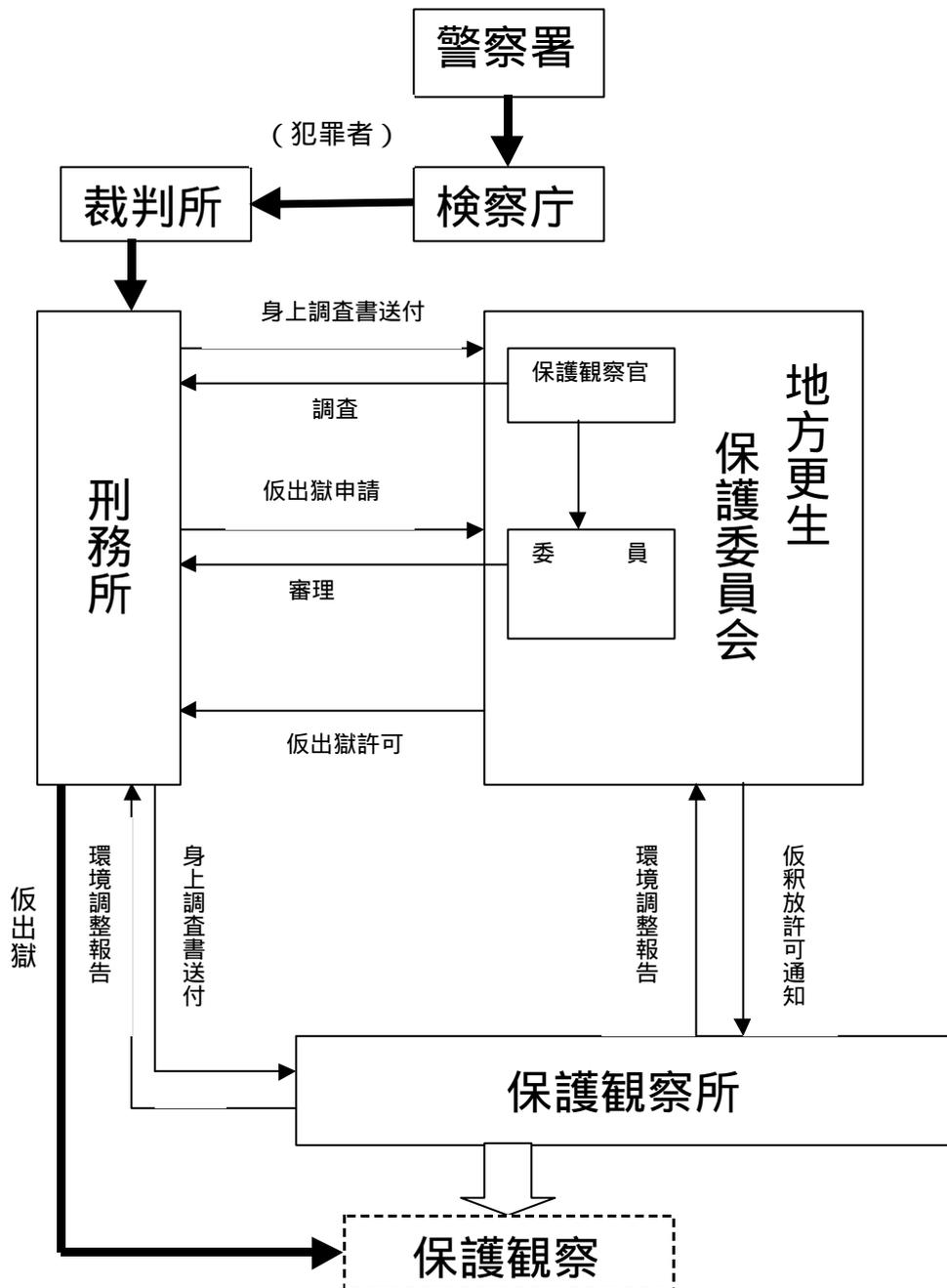


# 仮出獄の流れ図



(注) 図中の数字は仮釈放の流れの順序を表している。

## 仮出獄について

### 仮出獄の手続

#### 1 身上調査書の送付

刑務所が新しく受刑者を収容したとき，地方更生保護委員会及び保護観察所に対して身上調査書を送付する。

#### 2 環境調整の実施及び結果報告

保護観察所は，受刑者が希望する引受人及び釈放後の帰住予定地について，その社会復帰が円滑になされるよう，環境の調整を行い，その結果を地方更生保護委員会及び刑務所に報告する。

#### 3 地方更生保護委員会保護観察官による調査

地方更生保護委員会の保護観察官は，仮出獄審理の準備のため，受刑者面接等の事前調査を実施する。

#### 4 刑務所長からの仮出獄申請

刑務所内部における審査により，仮出獄の許可基準に該当すると認められた受刑者について，刑務所長から地方更生保護委員会に対して仮出獄申請が行われる。

#### 5 地方更生保護委員会委員による仮出獄審理

地方更生保護委員会は，仮出獄の審理を開始し，原則として受刑者本人と面接するほか，保護観察官による事前調査等の結果をも参考にして，仮出獄の許否及び仮出獄を許可する場合その時期，特別遵守事項等について審理する。

#### 6 仮出獄許可決定及び刑務所に対する通知

地方更生保護委員会は，仮出獄許可決定（仮出獄指定日，特別遵守事項を含む。）又は仮出獄申請棄却決定を刑務所長に通知する。

#### 7 保護観察所への通知

仮出獄許可決定があったとき，地方更生保護委員会は，管轄保護観察所にその旨通知する。

#### 8 仮出獄

仮出獄指定日に，受刑者は刑務所から仮釈放され，指定された帰住地において刑期満了まで保護観察に付される。

(参考条文)

刑 法

第28条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

仮釈放及び保護観察等に関する規則

第32条 仮出獄は、次に掲げる事由を総合的に判断し、保護観察に付することが本人の改善更生のために相当であると認められるときに許すものとする。

悔悟の情が認められること。

更生の意欲が認められること。

再犯のおそれがないと認められること。

社会の感情が仮出獄を是認すると認められること。

図1 仮出獄人員と受刑者数（一日平均収容人員）の推移

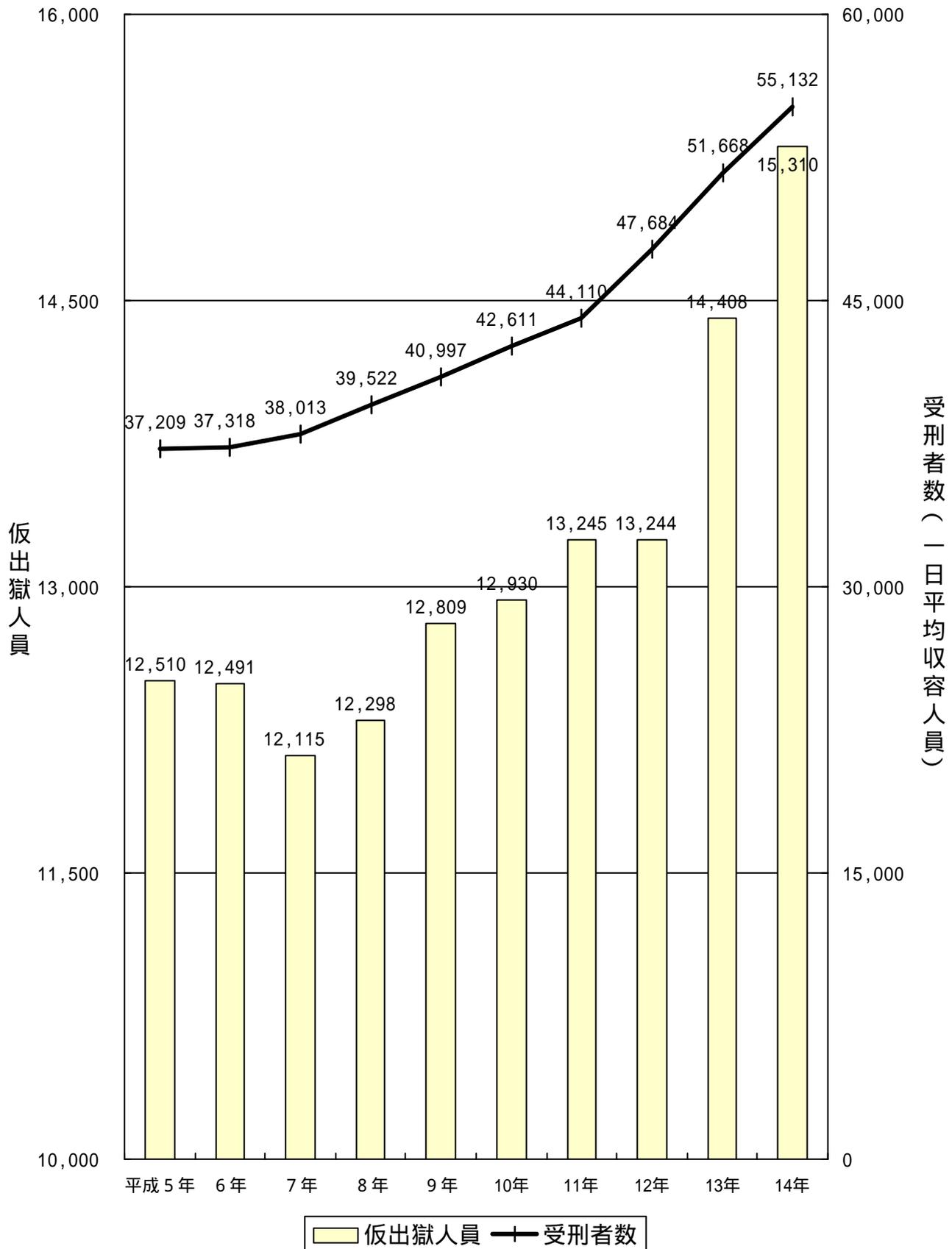


図2 初入・再入別 出所受刑者に占める仮出獄者の割合（仮出獄率）  
（平成5年～平成14年）

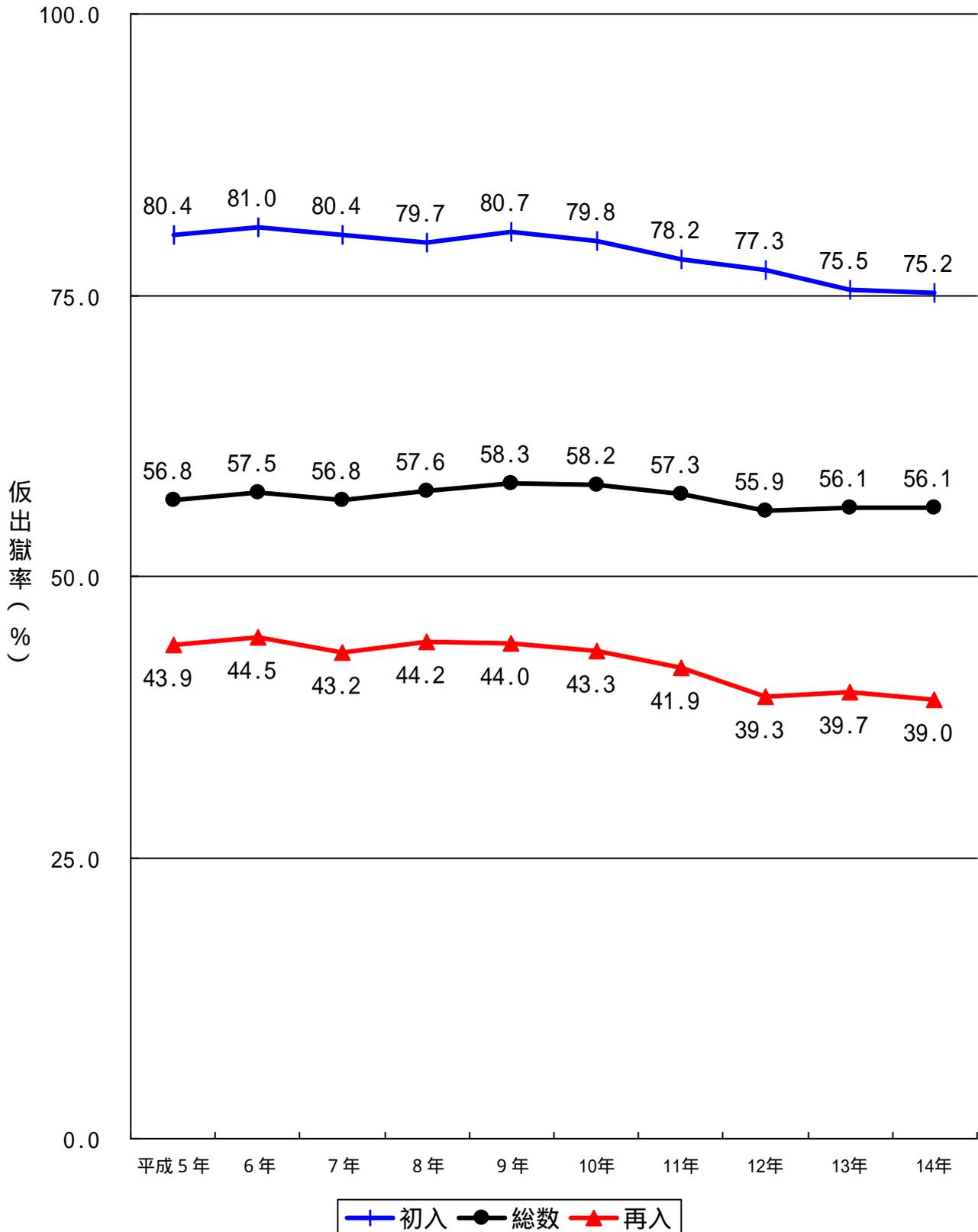


図3 初入・再入別 出所受刑者に占める仮出獄者の刑執行率  
(平成5年～平成14年)

